

令和6年度 公文書開示状況（令和6年10月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。

ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 10. 17	R6. 10. 18	令和6年度被保護者自立促進事業に関する補助金交付事務取扱要領（令和6年4月23日付6福祉生保第88号）	9	1															福祉局生活福祉部保護課
2	R6. 8. 8	R6. 10. 7	令和5年度東京都若年被害女性等支援事業に関して、各団体から提出された以下様式の文書（別紙含む）と、それらに関わる決裁書。 第3号様式～第8号様式 また概算払、精算、支払に関わる決裁書、および関連する文書（支出命令書・調定額通知書等含む）。	406		1					1	1	1		1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条4号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （7条6号） 公にすることにより、若年被害女性等支援事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
3	R6. 8. 8	R6. 10. 7	令和5年度東京都若年被害女性等支援事業に関して、各団体から提出された以下様式の文書（別紙含む）と、それらに関わる決裁書。 第3号様式～第8号様式 また概算払、精算、支払に関わる決裁書、および関連する文書（支出命令書・調定額通知書等含む）。					1											当該公文書を作成及び取得していないため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
4	R6. 8. 15	R6. 10. 11	東京都例規集データベースにおける東京都女性相談支援センター及び東京都女性相談支援センター多摩支所の所在地に係る字句の伏せ字処理に関する起案文書	4		1									1				（7条6号） 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
5	R6. 8. 16	R6. 10. 15	令和5年度 東京都若年被害女性等支援事業に関する事業実施状況報告書の事業実績額内訳書について、東京都へ提出後訂正、変更、再提出等があった場合その文書・記録（メールや会議録も含む）	95		1					1	1	1		1				（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条4号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （7条6号） 公にすることにより、若年被害女性等支援事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R5. 5. 25	R6. 10. 16	東京都若年被害女性等支援事業に関して作成された、または取得された公文書すべて、うち請求人が取得済みのものは除く。	308		1					1	1	1		1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、若年被害女性等支援事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
7	R6. 9. 2	R6. 10. 28	令和 5 年度 東京都若年被害女性等支援事業補助金支給された 5 団体の、領収書、振込記録等証書類及び日報を現地調査した際作成した記録、報告書等作成した文書及びメールの全て	95		1					1	1	1		1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、若年被害女性等支援事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
8	R6. 10. 15	R6. 10. 29	・ 令和 5 年度介護保険事務調査 ・ R 6 介護保険課事業一覧		1															福祉局高齢者施策推進部介護保険課
9	R6. 8. 13	R6. 10. 3	2007 (平成19) 年から2018 (平成30) 年までの以下機関職員の出退勤記録すべて (機関名) (1) 東京都立中部総合精神保健福祉センター 精神医療審査担当、自立支援医療担当、精神障害者保健福祉手帳担当					1											当該公文書は 5 年保存の公文書であるため、いずれも保存期間を経過し、廃棄済みであり、現在は存在しない。	福祉局中部総合精神保健福祉センター事務室
10	R6. 8. 13	R6. 10. 3	(1)平成31 (令和元) 年 年間出勤簿 (常勤職員) (2)令和 2 年 年間出勤簿 (常勤職員) (3)令和 3 年 年間出勤簿 (常勤職員) (4)令和 4 年 年間出勤簿 (常勤職員) (5)令和 5 年 年間出勤簿 (常勤職員) (6)令和 6 年 年間出勤簿 (常勤職員) (7)令和 2 年度 年間出勤簿 (会計年度任用職員) (8)令和 3 年度 年間出勤簿 (会計年度任用職員) (9)令和 4 年度 年間出勤簿 (会計年度任用職員) (10)令和 5 年度 年間出勤簿 (会計年度任用職員) (11)令和 6 年度 年間出勤簿 (会計年度任用職員)	118		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。	福祉局中部総合精神保健福祉センター事務室

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
11	R6. 8. 2	R6. 10. 5	2024/ 7 /24に実施された措置入院に係る東京都が作成した、23条・24条にの規定に基づく内容を記載した文書、同法27条の規定に基づく診察内容及び結果を記載した文書、同法28条の 2 の規定に基づく判定の内容を記載した文書、同法29条の規定に基づく入院措置決定を記載した文書	106		1					1		1		1				個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるため 精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の特異性から、開示した場合に今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 印影の偽造等による犯罪を防止するため	障害者施策推進部精神保健医療課
12	R6. 10. 3	R6. 10. 23	東京都福祉局東京都心身障害者福祉センター本所障害認定課知的障害担当が保有している ・東京都愛の手帳交付要綱 ・「愛の手帳の判定件数」及び「愛の手帳（療育手帳）交付状況」について、直近過去10年分（平成26年度～令和 5 年度）のうち、公文書として存在するものに限る。	43	1															福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
13	R6. 10. 8	R6. 10. 28	東京都福祉局及び東京都心身障害者福祉センター本所障害認定課知的担当が保有している、請求書に記載された内容に関する数字や件数などを取りまとめた資料、一覧 ・「東京都愛の手帳該当・非該当理由」、 ・「東京都愛の手帳の審査請求容認・棄却実施状況」、 ・「東京都愛の手帳非該当取消訴訟実施状況」 及び ・「東京都愛の手帳の判定審査の担当精神科医一覧」					1											請求のあった文書については、作成及び取得していないため。	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
14	R6. 10. 16	R6. 10. 28	東京都愛の手帳に関する ・医療機関から知的障害と診断を受けているにも関わらず、なぜ医療機関の判断ではなく、行政の判断を優先するのが記載された書類一式」 （「東京都愛の手帳交付要綱」以外の公文書） ・医療機関から知的障害と診断を受けているにも関わらず、東京都の都合で愛の手帳を取得できなかった方々の割合・件数・非該当理由が記載された書類一式 ・東京都が第 4 の障害である発達障害者向けに発達障害者手帳を作らない理由が記載された書類一式					1											請求のあった文書については、作成及び取得していないため。	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
15	R6. 10. 16	R6. 10. 28	・過去に東京都愛の手帳非該当の不服申し立てとして審査請求・裁判を行った件数・割合・勝訴・敗訴が書かれた書類一式 ・東京都愛の手帳交付要綱に発達障害特例を設けない理由が記載された書類一式・東京都愛の手帳の交付決定理由に用いているものすべてが記載された書類一式 ・東京都愛の手帳を非該当にする決めて・理由が詳細に記載された書類一式					1											請求のあった文書については、作成及び取得していないため。	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものが 3 件あります。